

## 宇部市心身障害者福祉手当について

■ 目的：日常生活に介護を要する障害者に対して心身障害者手当を支給し、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

■ 対象者：以下の条件を満たす人

①20歳未満の場合：身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A（Bは一部のみ該当）の人

②20歳以上の場合：身体障害者手帳1級から2級、療育手帳Aの人

※但し、以下の場合は対象外

- ・国の手当制度（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当）を受給している人
- ・20歳以上で、施設入所・介護保険施設に入所している人
- ・20歳以上で、市町村民税課税世帯の人

■ 支給額 ①20歳未満の場合…2,600円/月

②20歳以上の場合…2,000円/月

■ 手当の状況

(1) 交付延べ人数

	H19	H20	H21	H22	H23
交付人数合計	12,242	12,334	12,916	13,257	13,288
(児)延べ人数	2,009	1,916	1,880	2,005	2,063
(者)延べ人数	10,233	10,418	11,036	11,252	11,225

※（ ）は実人数

(2) 手当交付金額

	H19	H20	H21	H22	H23
手当合計	25,689,400	25,817,600	26,960,000	27,717,000	27,813,800
(児)手当	5,223,400	4,981,600	4,888,000	5,213,000	5,363,800
(者)手当	20,466,000	20,836,000	22,072,000	22,504,000	22,450,000

■ 県内他市の手当の状況（宇部市を除く）

- ・障害児・者の両方に支給 …4市（防府、下松、光、長門）
- ・障害児のみに支給 …6市（下関、山口、萩、周南、美祢、岩国）
- ・障害児・者ともに支給なし…2市（柳井、山陽小野田）